

議第54号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第44号の2中「規定する長期優良住宅建築等計画」の次に「又は同条第6項若しくは第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加え、同号の表を次のように改める。

区分			手数料の額
住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この号及び次号において「住宅性能評価書」という。）又は同法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この号及び次号において「確認書」という。）を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号から第44号の4まで及び第44号の7から第44号の9までにおいて同じ。）	15,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	15,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	26,000円
		1棟当たりの申請戸数が5	41,000円

		戸を超え10戸以下のもの		
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超えるもの	67,000円	
	その他の場合	一戸建ての住宅	51,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	51,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	115,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	183,000円
			1棟当たりの申請戸数が10戸を超えるもの	359,000円
住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画	確認書を添付する場合	一戸建ての住宅	22,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	22,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	37,000円
			1棟当たりの申請戸数が5	60,000円

		戸を超え10戸 以下のもの		
		1棟当たりの 申請戸数が10 戸を超えるも の	99,000円	
	その他の場合	一戸建ての住宅	75,000円	
		一戸建て の住宅以 外の住宅	1棟当たりの 申請戸数が1 戸のもの	75,000円
			1棟当たりの 申請戸数が1 戸を超え5戸 以下のもの	172,000円
			1棟当たりの 申請戸数が5 戸を超え10戸 以下のもの	273,000円
			1棟当たりの 申請戸数が10 戸を超えるも の	538,000円
長期優 良住宅 維持保 全計画	住宅性能評価書又は確 認書を添付する場合	一戸建ての住宅	22,000円	
		一戸建て の住宅以 外の住宅	1棟当たりの 申請戸数が1 戸のもの	22,000円
			1棟当たりの 申請戸数が1 戸を超え5戸 以下のもの	37,000円
			1棟当たりの 申請戸数が5	60,000円

		戸を超え10戸 以下のもの	
		1棟当たりの 申請戸数が10 戸を超えるも の	99,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		75,000円
	一戸建て の住宅以 外の住宅	1棟当たりの 申請戸数が1 戸のもの	75,000円
		1棟当たりの 申請戸数が1 戸を超え5戸 以下のもの	172,000円
		1棟当たりの 申請戸数が5 戸を超え10戸 以下のもの	273,000円
		1棟当たりの 申請戸数が10 戸を超えるも の	538,000円

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

第2条第44号の2の2中「規定する長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同号の表を次のように改める。

区分		手数料の額
住宅の	住宅性能評価書又は確	一戸建ての住宅
		12,000円

新築に係る長期優良住宅建築等計画	認書を添付する場合	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	12,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	20,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	33,000円
			1棟当たりの申請戸数が10戸を超えるもの	51,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅		30,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	30,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	65,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	104,000円
1棟当たりの申請戸数が10戸を超えるもの	197,000円			
住宅の	確認書を添付する場合	一戸建ての住宅	17,000円	

増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	17,000円	
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	29,000円	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	48,000円	
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超えるもの	75,000円	
	その他の場合	一戸建ての住宅		44,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	44,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	97,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	155,000円
1棟当たりの申請戸数が10戸を超えるもの	295,000円			
長期優良住宅性能評価書又は確	一戸建ての住宅		17,000円	

良住宅 維持保 全計画	認書を添付する場合	一戸建て の住宅以 外の住宅	1棟当たりの 申請戸数が1 戸のもの	17,000円
			1棟当たりの 申請戸数が1 戸を超え5戸 以下のもの	29,000円
			1棟当たりの 申請戸数が5 戸を超え10戸 以下のもの	48,000円
			1棟当たりの 申請戸数が10 戸を超えるも の	75,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅		44,000円
		一戸建て の住宅以 外の住宅	1棟当たりの 申請戸数が1 戸のもの	44,000円
			1棟当たりの 申請戸数が1 戸を超え5戸 以下のもの	97,000円
			1棟当たりの 申請戸数が5 戸を超え10戸 以下のもの	155,000円
			1棟当たりの 申請戸数が10 戸を超えるも の	295,000円
			備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用す	

る同法第6条第2項の規定により、当該長期優良住宅建築等計画の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第44号の2及び第44号の2の2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士